

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	平省	○
発行	振替	額最低	払込	発行	発行	用振等	の法律項及	發行	名稱及び	件等を	国債の發行等に
行価	行単	額面	金額	方法	方法	の適	の根	号記	及び	第三次	令第
格日	位	金額	額	法	適	そ	拠	記	と	八年八月八日	三百六
錢額平す額の振 面成るの記替 金二。整載法 額十數又の 百三十倍は規 円年の記定 年に八月八日 つき八月八日 百円 三十九 十九	五百 万百二十 円九十 十九 円億 七百 千二百 二百九 四十九 十九 万六	十 二 九 四 九 二千 二千 二百 六	額 面に集 金よ取 額る扱 で發機 百行關 日本銀 による募 四億募 九億募 二千九 二千取 五百六	募 振 機用振 機関を受 行は受 日本銀 による募 行とす 集の取 行とす の取扱	い募 振の下 適一 額る扱 用振成 等の振 法等の振 日本銀 による募 行とす 集の取 行とす の取扱	定以 へ平、 成十三 年法律 一年法 律第七 七年法 律第七 十五号 。そ規	社債 債第一 法會國 株式等 計に關 律第十 二年法 律第三 年法律 律第十四 年法律 律第十一 年法律 券大臣 三十 年法律 安住 四年法 律第十 六年法 律第十一 年法律 津淳 六十	利回付 別回付 一法會國 項律計 律第十 二年法 律第三 年法律 律第十四 年法律 券大臣 三十 年法律 安住 四年法 律第十 六年法 律第十一 年法律 津淳 六十	利券 券大 臣三十 年法律 安住 四年法 律第十 六年法 律第十一 年法律 津淳 六十	月八日 告示第 六條第 一百六 號。	利規定 利付國 債基づ 發行大 藏。

の 経 利  
払 過  
込 利  
み 子 率

(+) 年  
○  
るす出額  
。るしに各  
期た加募  
日金え集  
に額、取  
払を次  
い第機  
込十算  
む八式は  
も号に、  
のによ  
と規り込  
す定算金

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100} \times \frac{49}{365}$$

(二)

規下は払し払平  
定、期た期成る税人にの法す国をかのれ中れに  
す次そが金と二こ率が当算入る債乗ら算るのる係發  
る号の銀額し十とを適該式で者をじた當該式にもの座の所行時  
期及翌行を、三が乗用非にあが発金金によにと得  
日び営休支次年でじを居よる非行金金によにと得  
に第業業払の十きた受住り合場居時額額りつ記し税い  
つ十日日う算二る金け者算に住にたに算て載てが  
い五にに。式月。額て号支当たに二)る又出は者おだ百出は又振源、  
同に払ただよ十を所はし、又いし分し、は替泉そ  
じおうるしり日控得外た前はて、のた前記口徵の  
いへと、算を除税國金記外取当二金記録座収利  
て以き支出支すの法額(+)國得該十額(+)さ簿さ子

初  
期  
利  
子

十  
八  
七  
六  
五

払  
込  
期  
日

払  
利  
所  
支

元  
還  
金  
額

償  
還  
期  
限

償  
利  
期  
子

後  
の  
利  
以

額面金額  $\times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$

平 日 額 平 る い 日 毎

成 本 面 成 利 て を 年

二 銀 金 二 子 、 支 六

十 行 額 十 を そ 払 月

三 百 八 支 の 期 二

年 円 年 払 日 と 十

八 に 六 う 以 し 日

月 つ 月 。 前 、 及

八 き 二 六 各 び

日 百 十 月 支 十

円 日 間 払 二

に 期 月

属 に 二

す お 十